

北海道告示第 10687 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 41 条の規定による令和 8 年度（2026 年度）狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 16 日

北海道知事 鈴木 直道

1 試験日時、試験会場

(1) 前期試験

別表 1 のとおり

(2) 後期試験

別表 2 のとおり

2 受験資格

北海道内に住所を有する者であって、次のいずれの要件にも該当しない者

(1) 試験実施日において、網猟免許及びわな猟免許にあつては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては 20 歳に、それぞれ満たない者

(2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次に掲げるものにかかっている者

ア 統合失調症

イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）

ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1) から (3) までに該当する者を除く。）

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者

3 試験の項目及びその一部免除

(1) 試験の項目

適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ課する。

(2) 試験の項目の一部免除

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 49 条第 1 項第 1 号に該当する者にあつては知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除し、同項第 2 号に該当する者にあつては同号の事由がやんだ日から起算して 1 か月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除する。

4 事前申請手続き

狩猟免許を受けようとする者は、北海道電子自治体共同システムにより提供される北海道電子申請サービス（以下「電子申請」という。）又は令和 8 年度狩猟免許試験事前申請書（以下「事前申請書」という。）の郵送により事前申請を行うこと。

ただし、本項（7）までの手続きの後、事前申請者数が試験会場の収容人数を超えない場合、各試

験会場において事前申請を経していない者の狩猟免許申請を受け付ける場合がある。

(1) 事前申請受付期間

前期試験にあつては別表1、後期試験にあつては別表2の事前申請受付期間とする。

(2) 事前申請の回数

事前申請の回数は、前期試験及び後期試験において、それぞれ1人につき1回を上限とする。

(3) 事前申請に係る入力事項又は記載事項

電子申請にあつては次に掲げる事項を入力、郵送申請にあつては次に掲げる事項を事前申請書に記載すること。

ア 住所

イ 氏名

ウ 電話番号

エ 生年月日

オ 受験を希望する「試験日・試験会場」

カ 受けようとする狩猟免許の種類

網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟

キ 有効な狩猟免許所持の有無

ク 返信用メールアドレス（電子申請の場合）

(4) 郵送申請に係る必要書類

郵送申請にあつては、申請時に110円分の切手を貼付した返信用封筒を提出すること。

(5) 申請先

ア 郵送の場合

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課

イ 電子申請の場合

(ア) 別表1のうち、石狩を選択する場合 URL <https://www.harp.lg.jp/SrIiMXDY>

(イ) 別表1のうち、石狩以外を選択する場合 URL <https://www.harp.lg.jp/csZbBaBK>

(ウ) 別表2の電子申請先については、別途公表する。

(6) 抽選による試験日の割り振り等

ア 別表1及び別表2の試験会場のうち石狩を選択する場合、それぞれ石狩で実施する試験に対する希望順位を申請できることとし、第1希望の試験回の事前申請者数が試験会場の収容人数を超えた試験回がある場合は、抽選によりその試験回における狩猟免許申請をすることができる者を決定するものとし、落選した者については、第2希望以降の試験回へと割り振る場合がある。

なお、複数の試験回のいずれにも落選した者がいる場合、その者を対象とする、別表1及び別表2に記載された試験以外の追加試験を実施する場合がある。

イ 別表1及び別表2の石狩以外の試験会場を選択する場合、石狩以外の会場及び試験日に対する希望順位を申請できることとし、第1希望の会場及び試験日の事前申請者数が試験会場の収容人数を超えた会場及び試験日がある場合は、抽選によりその会場及び試験日における狩猟免許申請をすることができる者を決定するものとし、落選した者については、第2希望以降の会場及び試験日へと割り振る場合がある。

なお、複数の会場及び試験日のいずれにも落選した者がいる場合、その者を対象とする、別表1及び別表2に記載された試験以外の追加試験を実施する場合がある。

(7) 結果の通知

事前申請を行った者に対しては、必要に応じ(6)の措置を講じた上で、狩猟免許試験申請を行うことができる「試験日・試験会場」を通知する。

5 狩猟免許申請手続き

4(7)により申請できる「試験日・試験会場」の通知を受けた者は、当該試験会場を所管する(総合)振興局保健環境部環境生活課に次の書類を、郵送又は持参により提出する。

(1) 狩猟免許申請に必要な書類

ア 狩猟免許申請書 1通

狩猟免許申請書の用紙は、北海道庁ホームページからダウンロードするか、各(総合)振興局で入手すること。郵送で請求する場合は、封筒の表面左側に「狩猟免許申請書用紙請求」と朱書きして、110円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

イ 北海道に住所を有することを証明する書類(住民票・運転免許証・銃所持許可証の写し等) 1通

ウ 2の(2)から(4)までの要件に該当しないことを証明する医師の診断書

なお、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、診断書に代えて当該許可証の写し。 1通

エ 顔写真(免許申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0センチメートル及び横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。) 1枚

オ 受験票を送付するための返信用封筒(表面に申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形封筒に、普通郵便での返信を希望する場合は郵便切手110円分を、速達郵便での返信を希望する場合は郵便切手410円分を貼付すること。) 1通

(2) 狩猟免許申請受付期間

前期試験にあつては別表1、後期試験にあつては別表2の狩猟免許申請受付期間とする。

6 狩猟免許申請手数料

5,200円(試験科目の一部を免除された者にあつては、3,900円)に相当する額面の北海道収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼付すること。

7 受験票の交付

狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を交付し、試験日及び試験会場を通知する。

8 その他

試験当日は、手指の消毒など、感染症の防止に努めるとともに、発熱や風邪の症状が見られる場合は受験を見合わせる。

なお、この場合も申請手数料の還付はしないものとする。

【前期試験】

試験回	試験日時	試験会場		事前申請 受付期間	狩猟免許申請 受付期間※
第 1 回	令和 8 年(2026 年) 6 月 27 日(土) 午前 9 時から	石狩	札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟	令和 8 年 (2026 年) 4 月 30 日 (木)から 5 月 14 日(木)まで 電子申請の場 合は受付期間 最終日の午後 5 時 30 分ま でに入力が完 了したものま で有効 郵送の場合 は受付期間最 終日までに北 海道環境生活 部自然環境局 野生動物対策 課に到着した ものまで有効	令和 8 年(2026 年) 5 月 26 日(火)から 6 月 12 日(金)まで
		上川	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1 上川合同庁舎		
第 2 回	令和 8 年(2026 年) 6 月 28 日(日) 午前 9 時から	石狩	札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟		
第 3 回	令和 8 年(2026 年) 7 月 4 日(土) 午前 9 時から	渡島	函館市美原 4 丁目 6-16 渡島合同庁舎		
第 4 回	令和 8 年(2026 年) 7 月 5 日(日) 午前 9 時から	後志	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 後志合同庁舎		
		胆振	室蘭市海岸町 1 丁目 4-1 むろらん広域センタービル		
		渡島	函館市美原 4 丁目 6-16 渡島合同庁舎		
		留萌	留萌市住之江町 2 丁目 1-2 留萌合同庁舎		
		宗谷	稚内市末広 4 丁目 2-27 宗谷合同庁舎		
		オホーツク	網走市北 7 条西 3 丁目 オホーツク合同庁舎		
		十勝	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 十勝合同庁舎		
		釧路	釧路市愛国 191-5511 釧路市中部地区コミュニティセンター (コアかがやき)		
根室	根室市常盤町 3 丁目 28 根室合同庁舎 (根室振興局)				
第 5 回	令和 8 年(2026 年) 8 月 1 日(土) 午前 9 時から	石狩	札幌市白石区 東札幌 6 条 1 丁目 1-1 札幌コンベンションセンター		
第 6 回	令和 8 年(2026 年) 8 月 2 日(日) 午前 9 時から	空知	岩見沢市 8 条西 5 丁目 空知合同庁舎		
		日高	浦河郡浦河町栄丘東通 56 日高合同庁舎		
		檜山	檜山郡江差町字陣屋町 336-3 檜山合同庁舎		
		上川	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1 上川合同庁舎		

※ 郵送の場合は受付期間最終日までに(総合)振興局に到着したものまで有効。
持参の場合は受付期間最終日の午後 5 時 30 分までに(総合)振興局に提出されたものまで有効。

【後期試験】

試験回	試験日時	試験会場		事前申請 受付期間	狩猟免許申請 受付期間※
第7回	令和8年(2026年) 11月15日(日) 午前9時から	空知	岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎	令和8年 (2026年) 9月10日 (木)から9 月24日(木) まで 電子申請の 場合は受付 期間最終日 の午後5時 30分までに 入力完了し たものまで 有効 郵送の場合 は受付期間 最終日まで に北海道環 境生活部自 然環境局野 生動物対策 課に到着し たものまで 有効	令和8年(2026年) 10月13日(火)から 10月30日(金)まで
第8回	令和8年(2026年) 11月22日(日) 午前10時から	石狩	札幌市中央区 北2条西7丁目 かでる2・7		令和8年(2026年) 10月19日(月)から 11月6日(金)まで
第9回	令和8年(2026年) 11月28日(土) 午前10時から	石狩	札幌市中央区 北2条西7丁目 かでる2・7		令和8年(2026年) 10月26日(月)から 11月13日(金)まで
第10回	令和8年(2026年) 12月6日(日) 午前9時から	後志	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎		令和8年(2026年) 11月2日(月)から 11月20日(金)まで
		胆振	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル		
		日高	浦河郡浦河町栄丘東通56 日高合同庁舎		
		渡島	函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎		
		留萌	留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎		
		宗谷	稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎		
		十勝	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎		
		釧路	釧路市愛国191-5511 釧路市中部地区コミュニティセンター (コアかがやき)		
根室	標津町南1条西5丁目5-3 標津町生涯学習センターあすばる				
第11回	令和8年(2026年) 12月12日(土) 午前10時から	石狩	札幌市中央区 北2条西7丁目 かでる2・7	令和8年(2026年) 11月9日(月)から 11月27日(金)まで	
第12回	令和9年(2027年) 2月7日(日) 午前9時から	胆振	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	令和9年(2027年) 1月4日(月)から 1月22日(金)まで	
		檜山	檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎		
		上川	旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎		
		オホーツク	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎		
		十勝	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎		

※ 郵送の場合は受付期間最終日までに(総合)振興局に到着したものまで有効。
持参の場合は受付期間最終日の午後5時30分までに(総合)振興局に提出されたものまで有効。